

重要事項説明書

記入年月日	令和5年7月1日
記入者名	代表取締役
所属・職名	合馬晶子

1. 事業主体概要

種類	個人 <input checked="" type="radio"/> 法人 <input type="radio"/>	
	※法人の場合、その種類	有限会社
名称	(ふりがな) かいごつきゆうりょうろうじんほ一む さくらくらぶ 介護付有料老人ホーム 桜倶楽部	
主たる事務所の所在地	〒802-0034 北九州市小倉北区須賀町1-26	
連絡先	電話番号	093-541-1123
	FAX番号	093-541-1124
	ホームページアドレス	http://hoku-i.jp
代表者	氏名	合馬 晶子
	職名	代表取締役
設立年月日	昭和・平成 16年 8月 9日	
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)	

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) ゆうげんかいしゃ ほしがおか かいごつきゆうりょうろうじんほ一む さくらくらぶ 有限会社 星ヶ丘 介護付有料老人ホーム 桜倶楽部
----	--

所在地	〒802-0034 北九州市小倉北区須賀町1-26	
主な利用交通手段	最寄駅	小倉駅

	交通手段と所要時間	JR 小倉駅前より、西鉄バス →大谷池行き 92 番 →富野小学校前下車 徒歩 3 分 都市高速富野 IC 手前 交差点 右折 徒歩 2 分
連絡先	電話番号	093-541-1123
	FAX 番号	093-541-1124
	ホームページアドレス	http://hoku-i.jp
管理者	氏名	合馬晶子
	職名	管理者
建物の竣工日		平成 17 年 4 月 15 日
有料老人ホーム事業の開始日		平成 17 年 5 月 1 日

(類型) 【表示事項】

① 介護付 (一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合) 2 介護付 (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合) 3 住宅型 4 健康型		
1 又は 2 に 該当する場合	介護保険事業者番号	4070402542
	指定した自治体名	福岡県 (市)
	事業所の指定日	平成 17 年 5 月 1 日
	指定の更新日 (直近)	平成 23 年 5 月 1 日

3. 建物概要

土地	敷地面積	1391.37 m ²	
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地	
		② 事業者が賃借する土地	
		抵当権の有無	1 あり ② なし
		契約期間	① あり (H16 年 9 月 1 日 ~ H46 年 8 月 31 日) 2 なし
	契約の自動更新	① あり 2 なし	
建物	延床面積	全体	1391.37 m ²
		うち、老人ホーム部分	2138.19 m ²

	耐火構造	① 耐火建築物 2 準耐火建築物 3 その他 ()
--	------	----------------------------------

	構造	<input checked="" type="radio"/> 鉄筋コンクリート 2 鉄骨造 3 木造 4 その他 ()				
	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物				
		2 事業者が賃借する建物				
		抵当権の設定	<input checked="" type="radio"/> あり 2 なし			
		契約期間	<input checked="" type="radio"/> あり (H16年 9月 1日～H46年 8月 31日) 2 なし			
	契約の自動更新	<input checked="" type="radio"/> あり 2 なし				
居室の状況	居室区分 【表示事項】	1 全室個室				
		<input checked="" type="radio"/> 相部屋あり				
		最少	2 人部屋			
		最大	2 人部屋			
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※
	タイプ 1	<input checked="" type="radio"/> 有 / 無	有 / <input checked="" type="radio"/> 無	21 m ²	39	介護居室個室
	タイプ 2	<input checked="" type="radio"/> 有 / 無	有 / <input checked="" type="radio"/> 無	31.05 m ²	1	介護居室相部屋
	タイプ 3	有 / 無	有 / 無	m ²		
	タイプ 4	有 / 無	有 / 無	m ²		
	タイプ 5	有 / 無	有 / 無	m ²		
	タイプ 6	有 / 無	有 / 無	m ²		
	タイプ 7	有 / 無	有 / 無	m ²		
	タイプ 8	有 / 無	有 / 無	m ²		
タイプ 9	有 / 無	有 / 無	m ²			
タイプ 10	有 / 無	有 / 無	m ²			
※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一次介護室」の別を記入。						
共用施設	共用便所における便房	5ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	4ヶ所		
			うち車椅子等の対応が可能な便房	3ヶ所		
	共用浴室	6ヶ所	個室	4ヶ所		
			大浴場	2ヶ所		
	共用浴室における介護浴槽	1ヶ所	チェアー浴	1ヶ所		
リフト浴			1ヶ所			

			ストレッチャー浴	0ヶ所
			その他 ()	ヶ所
	食堂	<input checked="" type="radio"/> あり	2 なし	

	入居者や家族が利用できる調理設備	① あり 2 なし
	エレベーター	① あり (車椅子対応) ② あり (ストレッチャー対応) 3 あり (上記1・2に該当しない) 4 なし
消防用設備等	消火器	① あり 2 なし
	自動火災報知設備	① あり 2 なし
	火災通報設備	① あり 2 なし
	スプリンクラー	① あり 2 なし
	防火管理者	① あり 2 なし
	防災計画	① あり 2 なし
その他		

4. サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	施設は、日常生活上世話をを行うことにより、入居者とその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入居者のニーズに応じた支援。入居者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護サービスを提供するよう努めます。明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家族との結びつきを重視した運営。
サービスの提供内容に関する特色	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に努め、利用者の心身の状態を踏まえて個別に介護計画書を作成し、日常生活ができるよう支援。
入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合に身体拘束等を行う際の手続きおよび体制について	サービス提供にあたって当該利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する以下、緊急やむえない場合とは、 ①切迫性（生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合） ②非代替性（身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと） ③一時性（身体拘束その他の行動が一時的なもの） 【①～③に該当する場合の手続き】 内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、改善に向けた取り組み方法を十分にご説明し理解を得

	<p>られ同意した場合のみ実施する。実施の場合は、態様、時間、心身の状況等の観察記録をし早期解除に向けて検討。該当しなくなった場合、直ちに身体拘束の解除を実施。利用者、家族への報告を行う。</p> <p>【身体拘束廃止委員会の設置】</p> <p>当施設では身体拘束ゼロ意識の徹底を図る為教育、指導、環境整備を行い利用者が身体拘束のない安全な環境で過ごして頂くことを目的とした内部研修会、意見交換会、新任研修会等において情報共有を図る。</p>
高齢者の虐待防止	<p>事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。</p> <p>虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に関催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。</p> <p>虐待の防止のための指針を整備する。</p> <p>従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。</p> <p>前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。</p> <p>事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。</p>
入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	① 自ら実施 2 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
健康管理の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算 (Ⅰ)	① あり 2 なし
	個別機能訓練加算 (Ⅱ)	① あり 2 なし
	夜間看護体制加算	① あり 2 なし
	医療機関連携加算	① あり 2 なし
	看取り介護加算	1 あり ② なし
	科学的介護推進体制加算	① あり 2 なし

	口腔衛生管理体制加算	1 あり (2) なし
認知症専門 ケア加算	(I)	1 あり (2) なし
	(II)	1 あり (2) なし
サービス提供 体制加算	(I) イ	1 あり (2) なし
	(I) ロ	1 あり (2) なし
	(II)	1 あり (2) なし
	(III)	(1) あり 2 なし
	退院・退所時連携加算	(1) あり 2 なし
	入居継続支援加算	1 あり (2) なし
	生活機能向上連携加算	1 あり (2) なし
	若年性認知症入居者受入加算	1 あり (2) なし
	夜間看護体制加算	(1) あり 2 なし
	介護職員処遇改善加算 I	(1) あり 2 なし
	介護職員等特定処遇改善加算 II	(1) あり 2 なし
	介護職員等ベースアップ加算	(1) あり 2 なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	1 あり	(介護・看護職員の配置率) 3 : 1
	(2) なし	

(医療連携の内容)

医療支援	※複数選択可	(1) 救急車の手配 (2) 入退院の付き添い (協力病院のみ対象) (3) 通院介助 (協力病院のみ対象) 4 その他 ()	
協力医療機関	1	名称	医療法人 北愛会 合馬内科クリニック
		住所	北九州市鍛冶町 2-2-22
		診療科目	内科・胃腸科・循環器科
		協力内容	健康管理 (相談)・訪問診療・受診・治療
	2	名称	医療法人財団 池友会 新小文字病院
		住所	北九州市門司区大里新町 2-5
		診療科目	医療全般
		協力内容	受診・治療・入院加療
	3	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力内容	
協力歯科医療機関		名称	白石歯科医院
		住所	北九州市小倉北区三郎丸 1-15-12-2F

	協力内容	訪問診療による治療
--	------	-----------

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	1 一時介護室へ移る場合 2 介護居室へ移る場合 3 その他 ()	
判断基準の内容		
手続きの内容		
追加的費用の有無	1 あり 2 なし	
居室利用権の取扱い		
前払金償却の調整の有無	1 あり 2 なし	
従前の居室との仕様 の変更	面積の増減	1 あり 2 なし
	便所の変更	1 あり 2 なし
	浴室の変更	1 あり 2 なし
	洗面所の変更	1 あり 2 なし
	台所の変更	1 あり 2 なし
	その他の変更	1 あり (変更内容) 2 なし

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	1 あり ② なし
	要支援の者	① あり 2 なし
	要介護の者	① あり 2 なし
留意事項		
契約の解除の内容	利用者の要介護認定が、自立（非該当）と認定されたとき 利用者が死亡したとき 利用者の所在が2週間以上不明になったとき 利用者と事業所の間で施設利用契約が終了したとき 加療の為入院が30日を超えたとき	
事業主体から解約を求める場合	解約条項	入居者および家族等の行動が他の入居者の生命に危険を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合。
	解約予告期間	1ヶ月
入居者からの解約予告期間		1ヶ月

体験入居の内容	① あり（内容：1泊2食 3食付 ¥3,240） ※空室がある場合のみ 2 なし
入居定員	41人
その他	

5. 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）			常勤換算人数 ※1※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1		0.5
生活相談員	1	1		1
直接処遇職員				
介護職員	17	17		17
看護職員	3	1	2	2.0
機能訓練指導員	1	1		1
計画作成担当者	2	2		1.0
栄養士	1	1		1
調理員	7	5	2	7
事務員	1	1		1
その他職員	1		1	0.52
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数※2				37.5h
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				
※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。				

（資格を有している介護職員の人数）

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士	1	1	0
介護福祉士	8	6	1
実務者研修の修了者	7	7	0
初任者研修の修了者	4	4	0
介護支援専門員	2	2	0

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	3	1	2
理学療法士			
作業療法士	1	1	0
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (16時30分～9時30分)		
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	0人	0人
介護職員	3人	2人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	a 1.5 : 1 以上 b 2 : 1 以上 c 2.5 : 1 以上 d 3 : 1 以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	3 : 1
※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務		① あり 2 なし							
	業務に係る資格等		① あり							
	資格等の名称	介護支援専門員・介護福祉士								
	2 なし									
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0
前年度1年間の退職者数	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0

業務に従事した経験年数に応じた職員の人数	1年未満	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	
	1年以上 3年未満	1	0	10	1	1	0	1	0	1	0	
	3年以上 5年未満	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	5年以上 10年未満	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	
	10年以上	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	
	従業者の健康診断の実施状況				① あり 2 なし							

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	1 利用権方式 ② 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式	
利用料金の支払方法 【表示事項】	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 ③ 月払い方式	
	4 選択方式 ※該当する方式を全て選択	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式
年齢に応じた金額設定	1 あり ② なし	
要介護状態に応じた金額設定	① あり 2 なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	1 減額なし ② 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金の改定	条件	
	手続き	

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

		プラン1	プラン2
入居者の状況	要介護度	要介護5	要介護1
	年齢	104歳	84歳
居室の状況	床面積	21㎡	21㎡
	便所	① 有 2 無	① 有 2 無
	浴室	1 有 ② 無	1 有 ② 無
	台所	1 有 ② 無	1 有 ② 無
入居時点で必要な費用	前払金	円	円
	敷金	300,000円	300,000円
月額費用の合計		円	円

家賃		55,000 円	55,000 円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護の費用※1	27,210 円	18,454 円	
	介護保険外※2	食費	53,460 円	53,460 円
		管理費	35,000 円	35,000 円
		介護費用	円	円
		光熱水費	円	円
その他	3,000 円	3,000 円		
<p>※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。</p> <p>※2 有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入しない）</p>				

(利用料金の算定根拠)

費用	算定根拠
家賃	近傍の同等面積および家賃額において
敷金	家賃の6ヶ月分
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない
管理費	共用部維持管理費・事務管理費・事務人件費
食費	食材料費・人件費
光熱水費	-
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2参照
その他のサービス利用料	寝具リース代 100 円/月 週1回交換 ※指定以外の交換 100 円/回 洗濯機・乾燥機使用料 100 円/1回 ※洗濯機使用できない物は手洗い 200 円/1回 その他 別途2参照

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費用	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	寝具リース代 100 円/月 洗濯機・乾燥機使用料 100 円/1回
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	なし
※介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠		
想定居住期間(償却年月数)		ヶ月
償却の開始日		入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(初期償却額)		円
初期償却率		%
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
	入居後3月を超えた契約終了	
前払金の保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称	
	2 信託契約を行う信託会社等の名称	
	3 保証保険を行う保険会社の名称	
	4 全国有料老人ホーム協会	
	5 その他(名称:)	

7 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	7人
	女性	33人
年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上75歳未満	1人
	75歳以上85歳未満	3人
	85歳以上	36人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	0人
	要支援2	0人
	要介護1	13人
	要介護2	10人
	要介護3	8人
	要介護4	8人
	要介護5	1人
入居期間別	6ヶ月未満	6人
	6ヶ月以上1年未満	5人
	1年以上5年未満	22人
	5年以上10年未満	7人
	10年以上15年未満	1人

	15年以上	0人
--	-------	----

(入居者の属性)

平均年齢	89.6歳
入居者数の合計	40人
入居率※	97.5%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

(前年度における退去者の状況)

退去先別の 人数	自宅等	0人
	社会福祉施設	0人
	医療機関	12人
	死亡者	2人
	その他	0人
生前解約の 状況	施設側の申し出	0人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	0人
		(解約事由の例)

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況) ※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

1	窓口の名称		苦情・相談窓口 施設長 高野雅代 生活相談員 渡辺美乃里 愛甲大介	
	電話番号		541-1123	
	対応して いる時間	平日	8:30~17:00	
		土曜	同上	
		日曜・祝日	同上	
定休日		なし		
2	窓口の名称			
	電話番号			
	対応して いる時間	平日		
		土曜		

	日曜・祝日		
	定休日		

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	1 あり	(その内容) 身体・てん補限度額
	2 なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	1 あり	(その内容)
	2 なし	
事故対応及びその予防のための指針	1 あり	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	実施日	平成年月日
	2 なし	結果の開示	1 あり 2 なし
把握する取組の状況	2 なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
	結果の開示	1 あり	2 なし
	2 なし		

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない

10. その他

運営懇談会	1 あり	(開催頻度) 年 1 回
	2 なし	

	1 代替措置あり (内容)
	2 代替措置なし
提携ホームへの移行 【表示事項】	1 あり (提携ホーム名:) 2 なし
有料老人ホーム設置時の 老人福祉法第 29 条第 1 項 に規定する届出	1 あり 2 なし 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の 居住の安定確保に関する法律第 23 条の規定により、届出が不要
高齢者の居住の安定確保 に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付 き高齢者向け住宅の登録	1 あり 2 なし

有料老人ホーム設置運営指 導指針「5. 規模及び構造設 備」に合致しない事項	1 あり 2 なし
合致しない事項がある場 合の内容	
「6. 既存建築物等の活 用の場合等の特例」への 適合性	1 適合している (代替措置) 2 適合している (将来の改善計画) 3 適合していない
有料老人ホーム設置運営指 導指針の不適合事項	
不適合事項がある場合の 内容	

- 添付書類 : 別添 1 (別に実施する介護サービス一覧表)
: 別添 2 (個別選択による介護サービス一覧表)
: 別途 3 (料金表)
: 別途 4 (その他サービスに関する事項)

※ _____ 様

説明年月日 令和 年 月 日

説明者署名 _____

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

令和 年 月 日

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護サービスの開始にあたり入居者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。上記の同意を証する為、本書2部を作成し、事業所、ご入居者と各一部ずつ保有するものとします。

< 事業者 >

所在地 北九州市小倉北区須賀町1番26号 _____

事業者 有限会社 星ヶ丘 介護付有料老人ホーム桜倶楽部 _____

代表者 代表取締役 合馬 晶子 _____

< 利用者 >

氏名 _____

< 利用者代理人 > (選任した場合)

氏名 _____

別添 1 事業主体が北九州市内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類			事業所の名称	所在
＜居宅サービス＞				
訪問介護	あり	なし		
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし		
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし	桜倶楽部デイサービスセンター	北九州市小倉北区須賀町1-26
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	介護付有料老人ホーム桜倶楽部	北九州市小倉北区須賀町1-26
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
＜地域密着型サービス＞				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし	桜倶楽部ケアプラザセンター	北九州市小倉北区須賀町1-26
＜居宅介護予防サービス＞				
介護予防訪問介護	あり	なし		
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所介護	あり	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし		
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
＜地域密着型介護予防サービス＞				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
介護予防支援	あり	なし		
＜介護保険施設＞				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		

別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無					なし	あり		
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス（利用者一部負担※1）	個別の利用料で、実施するサービス			包含※2	都度※2	料金※3	備考
		(利用者が全額負担)						
介護サービス								
食事介助	なし	あり	なし	あり				
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり				
おむつ代			なし	あり		○		委託業者、持込可
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	なし	あり		○	1,300 円/回	原則 3 回/週 4 回/週以上の場合 1 回あたりの料金
特浴介助	なし	あり	なし	あり		○	2,150 円/回	原則 3 回/週 4 回/週以上の場合 1 回あたりの料金
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり				
機能訓練	なし	あり	なし	あり				
通院介助	なし	あり	なし	あり		○	1,200 円/ 1 時間	合馬内科クリニック以外の通院同行 1 時間 但し、原則ご家族対応 (合馬内科クリニック通院の場合実費なし)
生活サービス								
居室清掃	なし	あり	なし	あり				3 回/週
リネン交換	なし	あり	なし	あり		○	100 円/回	原則 1 回/週 指定以上の交換の場合
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり		○	100 円/回 ~200 円/回	洗濯機・乾燥機利用できる物 100 円/回 手洗いで洗濯 200 円/回 (例：洗濯機等を使用できない物)
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり				
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり				
おやつ			なし	あり				食事代に含む
理美容師による理美容サービス			なし	あり		○	1,200 円/ 回	委託業者（メニュー表参照）
買物代行	なし	あり	なし	あり		○	1,200 円/ 回	代行及び職員同行 1 回あたり
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり				
預かり金	なし	あり	なし	あり		○	500 円/月	管理費として月額分

								(預かり金規程参照)
健康管理サービス								
定期健康診断			なし	あり				
健康相談	なし	あり	なし	あり				随時
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり				随時
服薬支援	なし	あり	なし	あり				個別に合わせて随時
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	あり	なし	あり				随時
入退院時・入院中のサービス								
移送サービス	なし	あり	なし	あり	○	1,200 円	合馬クリニック以外の移送時の場合	
入退院時の同行	なし	あり	なし	あり				
入退院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり				
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり				
その他サービス								
レクリエーション	なし	あり	なし	あり	○	30 円～ 500 円	個別希望にて材料費実費相当分	
居室の鍵紛失	なし	あり	なし	あり	○	実費	鍵交換費用	
退去時の修繕	なし	あり	なし	あり	○	実費	壁紙張替、障子張替、床清掃ワックスに加え汚染、破損している場合は別途修繕費を請求	
退去後の残置物	なし	あり	なし	あり	○	実費		

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割又は2割（3割）の利用者負担）。

※2：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

別 表

有料老人ホームの類型

類 型	類 型 の 説 明
介護付有料老人ホーム （一般型特定施設入居者生活介護）	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。（介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。特定入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。）
介護付有料老人ホーム （外部サービス利用型特定施設入居者生活介護）	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。（有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。）
住宅型有料老人ホーム（注）	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等のサービスを利用しながら当該有料老人ホームでの生活を継続することが可能です。
健康型有料老人ホーム（注）	食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除し退居しなければなりません。

注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないホームにあつては、広告、パンフレット等において「介護付」、「ケア付き」等の表示を行ってはいけません。

有料老人ホームの表示事項

表示事項		表示事項の説明
居住の権利形態 (右のいずれかを表示)	利用権方式	建物賃貸借契約及び終身建物賃貸借契約以外の契約の形態で、居住部分と介護や生活支援等のサービスの部分が一体となっているものです。
	建物賃貸借方式	賃貸住宅における居住の契約形態であり、居住部分と介護等のサービス部分の契約が別々になっているものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容は有効になりません。
	終身建物賃貸借方式	建物賃貸借契約の特別な類型で、都道府県知事から高齢者の居住の安定確保に基づく終身建物賃貸借事業の認可を受けたものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容が有効です。
利用料の支払い方式 (注1 ・ 注2)	全額前払い方式	終身にわたって受領する家賃又はサービス費用の全部を前払金として一括して受領する方式
	一部前払い・一部月払い方式	終身にわたって受領する家賃又はサービス費用の一部を前払いとして一括受領し、その他は月払いする方式
	月払い方式	前払い金を受領せず、家賃又はサービス費用を月払いする方式
	選択方式	入居者により全額前払い方式、一部前払い・一部月払い方式、月払い方式のいずれかを選択できます。どの方式を選択できるのかを併せて明示する必要があります。
入居時の要件 (右のいずれかを表示)	入居時自立	入居時において自立である方が対象です。
	入居時要介護	入居時において要介護認定を受けている方(要支援認定を受けている方を除く)が対象です。
	入居時要支援・要介護	入居時において要支援認定又は要介護認定を受けている方が対象です。
	入居時自立・要支援・要介護	自立である方も要支援・要介護認定を受けている方も入居できます。
介護保険 (右の事項を表示)	北九州市指定介護保険特定施設 (一般型特定施設)	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用することができます。介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。 (注3)
	北九州市指定介護保険特定施設 (外部サービス利用型特定施設)	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用することができます。有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します(注3)
	在宅サービス利用可	介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを利用するホームです。

表示事項		表示事項の説明
居室区分（右のいずれか）を表示。※には1～4の数値を表示）（注4）	全室個室	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するための一般居室又は介護居室が全て個室である有料老人ホームです。（注5）
	相部屋有り（※人部屋～※人部屋）	介護居室はすべてが個室ではなく、相部屋となる場合があるホームをいいます。
一般型特定施設である有料老人ホームの介護にかかわる職員体制（右のいずれかを表示）（注6）	1.5 : 1以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員2人（要介護者1.5人に対して職員1人）以上の割合（年度ごとの平均値）で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護の基準の2倍以上の人数です。
	2 : 1以上	現在及び将来にわたって要介護者2人に対して職員1人以上の割合（年度ごとの平均値）で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護の基準の1.5倍以上の人数です。
	2.5 : 1以上	現在及び将来にわたって要介護者5人に対して職員2人（要介護者2.5人に対して職員1人）以上の割合（年度ごとの平均値）で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護で手厚い職員体制であるとして保険外に別途費用を受領できる場合の基準以上の人数です。
	3 : 1以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員1人以上の割合（年度ごとの平均値）で職員が介護に当たります。介護保険の特定施設入居者生活介護のサービスを提供するために少なくとも満たさなければならない基準以上の人数です。
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制（※に職員数、※※※※※に介護サービス事業所の名称を入れて表示）（注7）	有料老人ホームの職員※人 委託先である介護サービス事業所 訪問介護 ※※※※※ 訪問看護 ※※※※※ 通所介護 ※※※※※	有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。

表示事項		表示事項の説明
その他（右に該当する場合にのみ表示。※※※※に提携先の有料老人ホームを入れて表示）	提携ホーム利用可（※※※※ホーム）	介護が必要となった場合、提携ホーム（同一設置者の有料老人ホームを含む）に住み替えて特定施設入居者生活介護を利用することができます（注8）

注1) 老人福祉法の改正を受けて、従来は「一時金」「一時金方式」と記載していた項目については「前払金」「前払い方式」と修正していますが、当面の間、広告、パンフレット等において「一時金」「一時金方式」という表現を使用することも可能です。なお、「前払金」については、家賃又はサービス費用の前払いによって構成されるものであることから、その実態を適切に表現する名称として、広告、パンフレット等の更新の機会に応じて、順次、「前払金」という名称に切り替えるようにすることが望ましいものと考えます。

注2) 「前払金方式（従来の一時的金方式）」については、「家賃又はサービス費用の全額を前払いすること」と、「家賃又はサービス費用の一部を前払いし、一部を月払いすること」では、支払方法に大きな違いがあることから、前者を「全額前払い方式」とし、後者を「一部前払い・一部月払い方式」としています。当面の間、広告、パンフレット等において、従来どおり「一時金方式」という表現を使用することも可能ですが、その場合であっても、入居希望者・入居者への説明にあつては、家賃又はサービス費用の全額を前払いする方式なのか、一部を前払いする方式なのかを、丁寧に説明することが望ましいものと考えます。

注3) 入居者が希望すれば、当該有料老人ホームの特定施設入居者生活介護サービスに代えて、訪問介護等の介護サービスを利用することが可能です。

注4) 一般居室は全て個室となっています。この表示事項は介護居室（介護を受けるための専用の室）が 個室か相部屋かの区分です。従って、介護居室を特に設けずに一般居室にて介護サービスを提供する有料老人ホームにあつては、「個室介護」と表示することになります。

注5) 個室とは、建築基準法第30条の「界壁」により隔てられたものに限ることとしていますので、一の居室をふすま、可動式の壁、収納家具等によって複数の空間に区分したものは個室ではありません。

注6) 介護にかかわる職員体制は、当該有料老人ホームが現在及び将来にわたって提供しようとする想定している水準を表示するものです。従って、例えば、現在は要介護者が少なく1.5:1以上を満たす場合であっても要介護者が増えた場合に2.5:1程度以上の介護サービスを想定している場合にあつては、2.5:1以上の表示を行うこととなります。なお、職員体制の算定方法については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第175条第1項を第2号イ及び同第2項の規定によります。なお、「1.5:1」「2:1」又は、「2.5:1」の表示を行おうとする有料老人ホームについては、年度ごとに職員名割合を算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定結果及びその算定方法について説明することが必要です。

注7) 訪問介護、訪問看護及び通所介護以外のサービスについて、委託先のサービス事業所がある場合は、サービス区分及びサービス事業所の名称を表示することが必要です。

注8) 提携ホームには、老人保健施設、病院、診療所、特別養護老人ホーム等は含まれません。